

水田台帳システム等要求仕様書

対応可否、費用について

1. 対応可否について、該当箇所に ○ を記載すること
 - (1) 標準 : パッケージ標準装備機能
 - (2) 改造 : カスタマイズでの提供機能
 - (3) オプション: オプションによる提供機能
 - (4) 否 : 提供不可能な機能
2. 「※」印の項目については、必要(○)か不要(×)を記入すること
3. “改造”と回答した場合は、備考に対応策を記載すること
備考欄が不足した場合は、別紙(書式自由)にて報告すること

要求仕様項目		対応可否				※	備考
		標準	改造	オプション	否	○/×	
1. 基本的事項							
1	システム構成は、一元管理されたデータベースシステムであり、複数の端末から同時に操作できるシステムであること。						
2	セキュリティ対策がなされており、利用者ID毎に機能制限が行えること。						
3	情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001)適合性評価制度の認定を受けていること。						
4	サーバールームのラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用すること。						
5	利用者の操作履歴(ログ)として利用状況や利用内容が記録されること。また、その情報は、照会が可能なこと。						
6	ネットワーク環境や設定内容は、「ネットワーク設定書」および「ネットワーク構成表」等に記載し、機器入替時の再設定において役立てられること。						
7	ネットワーク障害発生時には、ネットワーク技術者を派遣し、速やかに問題の解決を図ること。						
8	パソコンの増設に対しては、パソコン購入費とシステム利用ライセンス料以外の費用がかからないこと。					※	
9	パソコンの入替に対しては、ネットワーク設定など最小限の作業でシステムが動作すること。						
10	経営所得安定対策の実施に伴う全国共通のシステム変更は、政策決定・変更に基づき、順次改修することとする。なお、システム変更費用は、保守料金に含まれること。					※	
11	費用については、システム導入における履行期間(契約日～令和9年1月31日)において負担するものとし、運用保守における準備期間及びプレ稼働期間(令和9年2月1日～令和9年3月31日)については負担しないこと。					※	

要求仕様項目		対応可否				※	備考
		標準	改造	オプション	否	○/×	
2. 共通項目							
1	画面は見易く、操作も分かり易いものであり、画面展開においては階層化が少ないこと。						
2	入力機能は、操作性と効率性を重視したものであり、担当者の業務負荷を抑えられるシステムであること。						
3	入力機能について、EXCELデータ等定型様式のデータ取り込みが可能であること。またそのEXCELデータ等の定型様式を作成すること。						
4	出力機能についても、利用目的に応じて分類分けがされており、色分けされているなど使い易いシステムであること。						
5	過年度データは、現年度データ表示画面から即座に参照ができること。						
6	過年度データの参照時には、誤って変更されないような措置がなされていること。						
7	帳票は、誤った印刷が行われないように、プレビュー画面で表示したのち印刷が行えること。						
8	集計表や一覧表は、EXCELデータとしても出力できること。						
9	画面操作において、エラーが発生した場合は、メッセージやガイダンスの表示が行われ、誤りの訂正が容易にできること。						
3. 農家の管理							
1	農家情報は、水田管理業務および経営所得安定対策業務における必要情報を保有し、それを管理・処理する機能を有していること。						
2	認定方針作成者への非参加農業者を含めた当該区域内の全農家を登録できること。						
3	当該区域外の農家であっても、住登外者として登録でき、筆の貸借時などで利用可能なこと。						
4	地区、集落、常会などはコード管理を行い、地名入力の簡素化が図れる機能を有すること。						
5	口座情報は登録ができ、その利用目的に応じて使い分けができること。						
6	認定農業者、担い手農業者の認定状況を登録できること。						
7	交付申請書や営農計画書は、提出状況を地区・集落単位に管理でき、未提出者の一覧が連絡先とともに出力できること。						
8	交付申請書の申請項目は、農家単位で登録できるとともに、地区・集落毎に一括登録ができて、効率的な運用ができること。						
9	圃場不定の加工用米、飼料用米、備蓄米については、袋単位の入力機能を保有していること。						
10	農業団体については、構成員の管理もできること。						

要求仕様項目		対応可否				※	備考
		標準	改造	オプション	否	○/×	
4. 農地(筆)の管理							
1	農地情報は、水田管理業務および経営所得安定対策業務における必要情報を保有し、それを管理・処理する機能を有していること。						
2	入力画面は、入力の効率性および入力結果の確認の容易性を重視した構成とすること。						
3	農地情報は、水田番号と分筆番号で一意なものとし、任意の番号に変更が可能であること。						
4	地番情報は、大字・小字コードで管理し、入力の効率化が図られていること。						
5	農地情報は畑地も管理でき、交付金の支払いに対応できること。						
6	面積は、台帳面積、水田面積、実施面積、裏作面積、共済引受面積が登録できること。						
7	入力画面において面積および作付数量の集計機能を保有し、その場で目標達成状況が確認できること。						
8	基幹作物以外に二毛作作物を登録できること。						
9	土地の貸借は、現所有者の地番・氏名を確認しながら、容易に異動できること。						
10	貸した土地の情報は、借主側の農地入力画面に反映されること。また、返却となった農地情報は借主側の情報が反映されること。						
11	貸借の情報として、権利事由が登録できること。						
12	団地・土地利用の設定ができること。また、団地内耕作者の設定ができること。						
13	自家消費・交付対象外・畑地化の入力ができること。						
14	耕畜連権の情報が入力できること。						
15	水田台帳と畑地台帳は別々に管理できること。						
5. 配分面積管理							
1	農業再生協議会で定めた基準単収、配分率に応じて、農家毎の配分数量および配分面積が算出できること。						
2	米の生産目標の配分計算後、農家間で米の作付け配分面積と転作配分面積を等価交換方式で登録できること。						
3	端数処理(切捨て、切り上げ、四捨五入)は、面積、数量いずれにおいても画面上から任意で指定できること。						
6. 作付実施面積管理							
1	登録された作付面積、転作面積や農家間調整結果などにより、転作の目標達成率が算出できること。						
2	農家数・筆数・面積等の各種集計処理が可能であり、調整後の面積を把握できる帳票およびEXCELデータが作成できること。						

要求仕様項目		対応可否				※ ○/×	備考
		標準	改造	オプション	否		
7. 経営所得安定対策・市単独助成金管理							
1	産地交付金の支払い対象者及び支払条件を任意で設定できること。また、設定は職員が容易にできること。						
2	産地交付金にて数量払いにも対応できること。						
3	耕作者毎の交付対象作物作付面積を集計できること。						
4	各種加算措置の対象となる筆の面積集計ができること。						
5	以下の交付金の算出ができること。 ①畑作物の直接支払交付金 ②水田活用の直接支払交付金 ③産地交付金 ④市単独助成金						
8. 帳票出力							
1	水田管理業務に必要な帳票が作成できること。 ①実施計画書 ②宛名ラベル ③配分面積一覧 ④配分面積通知書 ⑤水田台帳 ⑥作付状況一覧 ⑦転作状況一覧 ⑧作物ごとの実施面積一覧 ⑨新規需要米一覧 ⑩確認野帳 ⑪現地確認結果表						
2	経営所得安定対策に必要な帳票が作成できること。 ①交付申請書 ②営農計画書 ③口座届出書 ④数量払申請書 ⑤数量払予定報告書 ⑥数量払実績報告書 ⑦作付計画面積報告書 ⑧作付面積報告書 ⑨産地交付額報告書 ⑩産地活用方法明細 ⑪産地活用方法実績 ⑫水田活用実績報告書兼誓約書						

要求仕様項目		対応可否				※ ○/×	備考
		標準	改造	オプション	否		
9. データ出力							
1	農家情報及び農地情報は、任意の項目を選択して、EXCEL又はCSVの形式で出力できること。選択項目のパターンを保存でき、次の出力で活用できること。						
	経営所得安定対策に関する提出データが抽出できること。						
	①交付申請情報データ						
	②作付面積情報(水田)データ						
	③作付面積情報(畑地)データ						
	④品質区分別生産量情報データ						
	⑤産地交付金額情報データ						
	⑥出荷販売確認情報データ						
	⑦ナラシ交付申請者情報データ						
⑧ナラシ生産予定面積情報データ							
10. データ取込							
1	農家情報及び農地情報について、EXCEL形式のデータがシステム内に取り込めること。						
	現地調査用タブレットで作成したデータ(確認フラグ・作付け情報及び写真データ、ペイントメモ)を、システム内に取り込めること。						
11. 農家・農地の検索							
1	条件検索によって特定の農家情報および農地情報を表示できること。						
	検索条件は、固定の条件の他に、任意の条件を設定できること。						
	検索結果はリスト形式で表示され、選択した農家または農地の入力画面を表示できること。						
12. 年度更新処理							
1	農家情報および農地情報は、今年度の実績データを翌年度の基礎データとして利用することが可能であること。						
	年度更新に際しては、翌年度に持ち越さないデータ項目を任意に指定できること。						
	基礎データは、データが確定するまで、何度でも作り直しが可能であること。						
13. コードマスタの管理							
1	システムで管理する各名称は、コードマスタにおいて一元管理がされていること。						
	コードマスタは、メンテナンス機能を有し管理者が任意に修正ができること。						
	コードマスタの利用として、コードの直接入力の他にプルダウンメニューやコードマスタ参照画面での選択により効率的な入力ができること。						

要求仕様項目		対応可否				※ ○/×	備考
		標準	改造	オプション	否		
14. 地図情報システムについて							
1	寒河江市農業再生協議会にて予め用意した地番図、航空写真データを取り込むことができること。また、地番図と航空写真データを重ね図にして利用することが可能であること。						
2	地番図と航空写真データの重ね図を利用して、筆毎の面積・距離及び任意で作図した図形の面積・距離を計測することができること。 また、筆単位での色塗り図作成ができること。						
3	水田台帳システム及び航空防除支援システムにおいて作成したデータを取り込み、筆単位での色塗り、農家情報の表示ができること。						
4	地図情報システムと現地確認調査用タブレット間において、現地調査データの送受信が容易にできること。						
5	前項にて取り込まれた確認フラグ・作付け情報及び写真データ、ペイントメモを水田台帳システムの圃場データに付帯させることができること。						
15. 現地調査用タブレットについて							
1	寒河江市農業再生協議会にて予め用意した地番図、航空写真データを取り込むことができること。また、地番図と航空写真データを重ね図にして利用することが可能であること。						
2	地図情報システムとタブレット間において、現地調査データの送受信が容易にできること。						
3	タブレットに付属されカメラでの撮影ができること。また、撮影データを筆単位で格納することができること。						
4	地番図と航空写真データの重ね図を利用して、筆毎の面積・距離及び任意で作図した図形の面積・距離を計測することができること。						
5	筆単位で、任意で作成したメモを残すことができること。						
6	現地調査の実施・未実施の筆を色分け等で表示させることができること。						
16. 現地調査用人工衛星作物解析について							
1	水田台帳システムまたは地図情報システムから人工衛星による作物データ解析用のデータ出力が可能であること。						
2	人工衛星による作物データ解析結果を水田台帳システムまたは地図情報システムに反映しデータが確認できること。						
3	地図情報システムに反映された解析データをタブレットに反映し、現地調査が実施できること。						